

18歳から成人です!

成人になるって ということ?

令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました。
成人になると何が変わるのでしょ

親の同意なく
自分の意思で
契約が結べます



例えば・・・
スマホを契約したり、
アパートを借りたり、
クレジットカードを作ったり
できるようになります



⚠ 若者を狙った悪質な業者もいるので注意

18歳からは未成年者取消権がなくなります。
そのことを利用した業者があなたを狙っているかもしれません…

特に「^{かね}金」と「^び美」の誘惑にご用心!



お金もうけに
興味ある?

キレイに
なれるよ!



若者によくあるトラブル事例は
裏面をチェック!

若者によくあるトラブル事例



マルチ商法

先輩に食事に誘われ行ってみたら化粧品の購入を勧められ、会員になって誰かに紹介するとマージンが入るとも言われ、高額な契約をしたが、誰も紹介できず、利益が得られない。



ネット通販の定期購入

ネットで美容液や脱毛クリームの広告を見て、「おトクにお試しだけ」のつもりで注文したら4回の定期購入が条件だった。2回目以降は高額なので解約したい。



デート商法

マッチングアプリで知り合い、好意を持った相手と食事に行ったら、アクセサリーの購入を勧められ、高額だったが嫌われたくないので、カードローンで購入してしまった。

こんな
悪質商法
にも注意!

靈感商法

「私には霊が見える。あなたには悪霊がついており、このままでは不幸になる」と不安をあおられ、高額な開運グッズを購入させられた。

就活商法

就職活動に悩んでいたとき、「このままでは一生成功しない」と不安をあおられ、「成功のためにはこのセミナーが必要」と勧誘され、高額な就活セミナーの受講を契約させられた。
など

トラブルに遭わないために

親子でチェック☑

☑ 契約は、よく考えてから

- ・価格や品質、返品や解約ができるかどうか、複数回の購入が条件となっていないかなど、契約前によく確認しましょう。
- ・内容をよく理解し、本当に必要な契約かどうか、慎重に考えましょう。



☑ おいしい話をうのみにしない

- ・「簡単に儲かる」「すぐ元がとれる」なんてことは、あり得ません。
- ・インターネットやSNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ・マルチ商法、情報商材、暗号資産等のもうけ話には特に気を付けましょう。

☑ 困ったら、すぐに相談

- ・「本当かな?」「どうしよう」「困った」そんなときは両親や、周囲の人、消費生活相談窓口等に相談しましょう。

い や や
消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活相談窓口（市町村の相談窓口や県消費生活センター等）につながります。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

富山県作成「高校生のための消費生活ハンドブック」もご覧ください。

